

公 募 公 告

令和元年9月19日

支出負担行為担当官

東京法務局長 岩 山 伸 二

東京法務局では、令和元年12月1日から、東京都港区高輪一丁目の地区内及びその周辺において、不動産登記法第14条第1項に定める地図の作成作業を予定しています。

については、同法第14条第1項に定める地図作成作業に必要な現地事務所及び駐車場を下記のとおり公募します。

記

1 公募に付する事項

- (1) 件 名 令和元年度東京法務局不動産登記法第14条第1項地図作成作業現地事務所及び駐車場の賃貸借
- (2) 契 約 期 間 令和元年12月1日から令和2年3月31日まで。
ただし、賃貸人の責めに帰すべき事由等により本契約を継続しがたい特段の事由が生じた場合を除き、令和6年3月31日までを限度に更新できるものとする。
なお、その場合の令和2年度以降の月額契約金額は、令和元年度と同一金額とする。
おって、契約開始日は、令和元年12月2日以降となる可能性がある。
- (3) 現地事務所及び駐車場の仕様 募集要領による。

2 公募に参加できる者

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条における特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 契約の相手方として不適当でなく契約の相手方として不適当な行為をしない者。
なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者
- (6) 東京法務局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (7) 官庁（国の全ての機関）及び地方公共団体から、指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間に該当しない者であること。
- なお、指名停止等を受けているのが、会社（法人）の本店・支店・営業所等のいずれであっても、本公募の参加資格はない。
- (8) 仲介人として公募に参加する場合には、国土交通大臣又は東京都知事による宅地建物取引業の免許を受けていること。

3 募集要領等の交付場所等

(1) 交付場所及び問合せ先

東京都千代田区九段南1丁目1番15号 九段第2合同庁舎6階
東京法務局総務部会計課用度係（担当：宮脇）
TEL 03-5213-1259（直通）

(2) 交付期間

令和元年9月19日（木）から令和元年10月3日（木）までの平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）

4 応募方法

(1) 提出書類

本公募に参加を希望する者は、下記(2)の提出方法等により、次の書類を各1部ずつ提出しなければならない。

ア 公募参加申込書

イ 契約の相手方として不適当な者及び契約の相手方として不適当な行為をする者でない者であることを証する書面（「誓約書」のこと。）

ウ （仲介人として公募に参加する場合）当該仲介人が国土交通大臣又は東京都知事による宅地建物取引業の免許を受けていることを証する書面

エ 提案する現地事務所（建物）に係る疎明資料等

オ 提案する駐車場に係る疎明資料等

カ （代理人が参加する場合）代理人であることを証する書面（「委任状」のこと。）

(2) 上記(1)の書類の提出方法等

ア 受付期間

令和元年9月19日（木）から令和元年10月3日（木）まで
平日 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）

イ 提出方法

持参又は郵送（上記アの受付期間内に必着）

ウ 受付窓口

東京都千代田区九段南1丁目1番15号 九段第2合同庁舎6階
東京法務局総務部会計課用度係（担当：宮脇）
TEL 03-5213-1259（直通）

5 応募の無効

上記4記載の応募方法により本公募に応募をしない者及び公募に参加する者の要件（上記2）を全て満たさない者がした応募は無効とする。

6 詳細等

詳細等は募集要領による。

以 上